

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

山口県 周南市

令和5年9月

《 目 次 》

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	・・・1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	・・・6
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	・・・9
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	・・・10
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	・・・12
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	・・・12
第6	その他	・・・27
別紙1		・・・29
別紙2		・・・31

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

周 南 市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本市は山口県の東南部に位置し、北は中国山地を背に、南は瀬戸内海を望み、その海岸線に沿って大規模工業が立地し、それに接して東西に比較的幅の狭い市街地が連たんしている。

北側には、なだらかな丘陵地が広がり、その背後の広大な山稜には農山村地帯が散在している。直線距離は東西約 37 kmで南北約 43 km、総面積 656.29 km²、うち耕地は約 2%（資料：2020 年農林業センサス「Ⅱ農業経営体（総数） 7 経営耕地の状況」）である。

気候は、周防山地以南は温暖・少雨の瀬戸内型気候で、それ以北は内陸型気候であり、多種多様な作目選定が可能である。

消費人口としては、本市の人口が約 13 万 7 千人、近隣の下松市、光市の人口をあわせると約 24 万 3 千人（令和 5 年 4 月末現在）であり、交通の便も良く、山陽新幹線、山陽本線、岩徳線が走り、国道も 2 号、188 号、315 号、376 号、434 号とそれぞれ整備され、中国自動車道、山陽自動車道への連絡も良くなっている。そのため、東の広島市や西の北九州市などの 100 万都市にも容易にアクセスが可能であり、大消費地域を抱えた恵まれた状況にある。

しかし、昭和 40 年代の高度経済成長を契機に、南部地域は市街地として第 3 次産業で占められ、沿岸部は石油コンビナート地帯として発展してきたため、就業の場も多く、特に農村部から都市部への若者の流出も著しく、担い手不足が深刻化してきた。

また、担い手の高齢化が進むなか、市街地及び周辺部の農地の資産的保有傾向が強く、山間地域では耕作放棄地が増え、ほ場整備地区以外での農地の流動化は停滞ぎみである。

2 本市の農業構造については、農家一戸当たりの耕作面積は 49 a と小さく、販売農家の割合が 45%、自給的農家 55%となっている。（資料：2020 年農林業センサス「Ⅵ総農家等 1 総農家数」及び「Ⅵ総農家等 2 経営耕地のある農家数と経営耕地面積」）

また、依然として水稻中心の農業経営に偏っており、野菜の産地化、畜産、果樹振興などの取り組みが課題である。加えて、担い手の高齢化・後継者不足のた

め耕地の貸付や売却を希望する農家が増加しており、中核経営体の育成や、新たな担い手の確保が急務である。

- 3 本市はこのような現状を踏まえ、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（おおむね 10 年後）の農業経営の発展の目標を明確にして、専業として意欲のある農業者を支援し、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

また、効率的かつ安定的な経営体の確保・育成が困難な地域においては、地域農業の健全な発展を図るため、集落営農組織や 1～数集落を単位に、関係農家の農地利用の合意形成のもと、効率的な営農を実践する集落営農法人、農外からの参入等の多様な担い手の確保・育成を促進する。

具体的には、

- (1) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体の育成

経営の指標は本市及びその周辺地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者 1 人当たりおおむね 240 万円）、年間労働時間（主たる農業従事者 1 人当たり 2,000 時間程度）の水準を実現できるものとする。また、経営の中で家族経営協定の締結を促進し、経営における女性及び後継者の役割分担を明確にし、生産活動への参画を進める。そして、これらの経営が本市農業生産の中核となるよう農業構造を確立していくことを目指すものとする。

- (2) 中山間地域等直接支払制度の活用

中山間地域等直接支払制度の対象地域としては、指定地域である鹿野地区と特認地域である 和田地区、向道地区、中須地区、長穂地区、須金地区、八代地区、三丘地区、9 法地域に隣接する集落（沼田ヶ埜、小成川、大成川、河井）があるが、ほとんどが市北部の山間部に位置し、急傾斜地が多いなど、厳しい生産基盤条件の中、個々の農家の対応では、農業生産活動の維持を図りながら農業の持つ多面的機能を確保することが困難な状況にある。そのため、本制度の対象となる集落においては、集落協定を基にした話し合い活動により農地の保全と地域の活性化を図る組織の育成に努める。

- (3) 集落営農組織の育成

北部地域の戸当たり平均耕地面積は零細であり、単一集落では規模が小さ

く担い手もいない集落が多い。そのため、1～数集落単位での話し合い活動により農用地の利用調整を行う組織（委託組織）と農用地の引受け手組織（受託組織）を育成し、これが組織的に結び付き、効率的かつ継続的に作業等を行う集落営農組織を土地利用型農業の担い手として育成していき、農地の利用集積を進めるとともに、経営の実態に応じて法人化を図る。

また、地域の多様な担い手は、野菜や花き等の栽培により所得の向上を目指す。

4 本市は、将来の地域農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮しながら、農業者や農業団体が地域の農業振興を図る自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に推進していく。

(1) 土地利用型農業と集約的農業の展開

水稲を中心とする土地利用型農業については、各集落の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項）の活用により、利用権の設定や、農作業等受委託の積極的促進を図り、中核的担い手農家の規模拡大や受託組織等の育成を図るとともに、新たに農作業を受託する法人組織が設立出来るように誘導する。

また、集約的農業の展開を図るため、イチゴ、ハウレンソウ、ナス、トマト、ワサビ等の高収益作物・畜産経営の拡大・導入や生産方式の改善により、作物の産地育成を推進するとともに経営体の継続性の確保や資質の向上を図るため、法人経営への誘導及び経営の確立の促進を図る。

(2) 営農のしくみづくり

本市において、農業委員会、農業協同組合、農林水産事務所及び市が十分なる相互の連携の下で担い手育成・指導を行なうため、周南市担い手育成総合支援協議会を設置した。周南市担い手育成総合支援協議会が主体となって、地域ごとに農業の将来展望と担い手対策等について徹底した話し合いを促進し、経営試算、営農の仕組み等の提示を行ない、地域の農業者がより主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会を核とし、農地利用最適化推進委員による掘り起こし活動の強化により、農用地の「出し手」「受け手」に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。また、これらの農地の流動化に関しては、市街化区域を除く全ての区域において、関係者の話し合いにより地域計画を策定するとともに、その実現に向けて担い手に農用地が利用集積されるよう推進する。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)(以下、「法」という。)第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体(以下「認定農業者」という。)、及び法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体(以下「認定就農者」という。)の経営改善に資するよう取り組みを促し、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農用地貸借による経営規模の拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進し、規模拡大に資するよう努める。

また、農業協同組合が主体となって、関係機関、団体と連携をとりながら、果樹、野菜の集約的な経営展開を助長するため、複合経営における合理的作型の導入、労働力補充のシステム化、生産組織の充実による栽培技術の向上、販路の開拓及び販売戦略の展開による価格の安定化を推進していく。

地帯別には2区分にし、それぞれ効率的な営農のしくみづくりを基盤とする。

① 瀬戸内沿岸地帯

瀬戸内沿岸地帯は、消費市場に近接した比較的温暖な地域であり、恵まれた条件を生かした施設型の野菜等、栽培方式、品種の改善による高収益

化や新規作目の導入を促進し、園芸作物の経営確立を図る。

② 中山間地帯

中山間地帯は標高 300m～400mの地帯に広がり、比較的急傾斜地が多く生産基盤の条件が厳しいなか、水稻を中心とする農業経営が営まれている。準高冷地の気候を生かした野菜、花き及び畜産を組み合わせ、1～数集落を単位とした生産組織の育成を図るとともに、複合経営による高付加価値型の経営の確立により、所得向上を目指す。

さらに、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握のもとに両者を適切に結び付けて、利用権設定等を進めるとともに、集落営農法人等の育成により、組織的な農業経営の規模拡大が促進されるよう努める。

また、須金地区を中心に中須地区、鹿野地区、八代地区でもぎ取り観光として梨、ぶどうが栽培され、年間多くの観光客が訪れており、今後さらに農業に関連した受入れ施設を整備充実し都市部との交流を図る。

これらの取り組みについては、概ね 10 年後の地域農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画との整合性がとれるよう推進する。

(3) 農業経営改善計画の認定

法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度、法 14 条の 4 の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による認定農業者・認定就農者への農用地の集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者・認定就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる資質の向上を図るため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成指導等を重点的に行う。

さらに、地域の面的な広がりを対象としたほ場整備事業の実施や、中核施設の設置にあたっては、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営育成の観点から十分な検討を行う。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行

う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家（第2種兼業農家）等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

本市は、周南市担い手育成総合支援協議会において、認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の指導を行うとともに、研修会等への参加を促進する。

(4) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

本市における新規就農者数の推移を見ると、国や県、本市の新規就農者支援事業等の施策により、近年5カ年の就農状況は、法人就業者も含め年間10人程度で推移している。

青年等の就農者の確保・育成に当たっては、今後の本市の農業の発展を図るため、農業・農村の生産と生活の条件整備を促進するとともに、就農促進のための支援等の一層の充実強化を図り、農業者をはじめ関係機関及び団体が一体となって取り組んでいくことが重要である。

本市は、将来にわたって地域農業の担い手を安定かつ計画的に確保していく必要があることから、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等については、本市及び周辺地域の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3(1)に示す効率かつ安定的な農業経営の目標の7割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人当たりの年間農業所得おおむね175万円）を目標とする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、県内及び周辺市町で展開している優良事例を参考として、本市における主

要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 個別経営体

営農類型	経営規模	生産方式	台数	経営管理の方法	農業従事者の態様等
土地利用複合型	水稻+大豆+麦+作業 受託 <作付面積> 水稻 5 ha 大豆 1 ha 麦 1 ha 作業受託(延べ 面積) 30ha	<資本装備> 作業舎 鉄骨スレート 100m ² トラクター 30ps、40ps 施肥播種機 ロータリー 1.4m、1.6m ドライブハロー 2.4m ブロードキャスタ 200l 田植機 5条 コンバイン 4条 大豆コンバイン 軽トラック 他	1 2 1 2 1 1 1 (共同利用) 1 (共同利用) 1 (リース) 1	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日 制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による 過重労働の防 止
土地利用型+露地野菜	水稻+夏秋ナス <作付面積> 水稻 3.1ha 夏秋ナス 15a	<資本装備> 作業舎 鉄骨スレート 70m ² トラクター 30ps ロータリー 1.4m ドライブハロー 2.4m ブロードキャスタ 200l 田植機 4条 コンバイン 4条 動力噴霧器 4.5ps 軽トラック 他	1 1 1 1 1 1 (共同利用) 1 (共同利用) 1 1	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日 制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による 過重労働の防 止
土地利用型+施設野菜	水稻+ハウレンソウ <作付面積> 水稻 2.5ha ハウレンソウ 12a	<資本装備> 作業舎 100m ² パイプハウス 6×40m 灌水施設 予冷庫 トラクター 30ps ロータリー 1.4m ドライブハロー 2.4m ブロードキャスタ 200l 田植機 4条 コンバイン 3条 軽トラック 他	1 5 5 1 1 1 1 1 (共同利用) 1 (共同利用) 1	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日 制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による 過重労働の防 止
施設単一野菜	促成イチゴ(高設栽培) <施設面積> 施設面積 26a 苗床 7a	<資本装備> 作業舎 鉄骨スレート 70m ² パイプハウス 7.2×35m×2連棟 高設栽培施設 26a 分 灌水施設 換気装置 暖房機 電照施設 予冷庫 1.5坪 動力噴霧器 軽トラック 他	1 5 1 5 5 5 1 1 1	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日 制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による 過重労働の防 止
施設単一野菜	促成トマト <施設面積> 施設面積 15a	<資本装備> 作業舎 75m ² パイプハウス 7.2×52m 灌水設備 暖房機 管理機 動力噴霧器 軽トラック 他	1 4 1 2 1 1 1	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日 制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による 過重労働の防 止

					止
果樹	ブドウ+ナシ 〈作付面積〉 ブドウ メッシュ 70a ナシ 幸水 15a 二十世紀 15a	〈資本装備〉 作業舎、格納庫 鉄骨スレート 80m ² 休憩所 ブドウ棚 70a メッシュ 70a 灌水施設 ナシ棚 スピードスプレーヤー モア トップカー トラック 1トン他 ブドウ樹 70a ナシ樹 30a 軽トラック 他	1 1 1 1 1 1 (共同利用) 1 1 1 1 1 1	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
一貫経営	肥育 35 頭+繁殖 繁殖牛 35 頭 子牛 28 頭 肉用牛(肉専用種) 46 頭 飼料作物 7.9ha(延べ)	〈資本装備〉 肥育牛舎 繁殖牛舎 農機具庫 たい肥舎 トラクター 43ps、30ps トラック 2トン マニュアルスプレッダー ロータリー ロールベアラー モアコンディショナー ベールラップ フロントローダー 38ps トラック 2トン他 大家畜	1 1 1 1 2 (共同利用) 2 (共同利用) 2 (共同利用) 1 1 (共同利用) 1 (共同利用) 1 (共同利用) 1 1 1 35	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
畜産 単一 乳用 牛	〈飼養頭数等〉 酪農 経産牛 56 頭 搾乳牛 48 頭 育成牛 19 頭 飼料作物 19.0ha(延べ)	〈資本装備〉 牛舎 たい肥舎 農機具庫 尿ため パイプラインミルクカー バルククーラー トラクター 43ps、30ps トラック 2トン マニュアルスプレッダー 2トン ロールベアラー モアコンディショナー ベールラップ トラック 2トン他 大家畜	1 1 1 1 1 2 (共同利用) 1 (共同利用) 1 (共同利用) 1 (共同利用) 1 (共同利用) 1 (共同利用) 1 1 56	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 育成は委託 酪農ヘルパーの活用 コントラクターの活用

2 組織経営体

営農 類型	経営規模	生産方式	台数	経営管理の 方法	農業従事者の 態様等
土地 利用 複合型	水稲+大豆+麦 +作業受託 〈作付面積〉 水稲 10ha 大豆 7ha 麦 7ha 水稲作業受託	〈資本装備〉 作業舎鉄骨スレート 150m ² トラクター 30ps、40ps 施肥播種機 ロータリー 1.4m、1.6m ドライブハロー 2.4m ブロードキャスタ 2000 田植機 5条 コンバイン 4条 大豆コンバイン	1 2 1 (リース) 2 1 1 1 1 1 (リース)	複式簿記記帳の実施 体質強化のための自己資本の充実	給料制、休日制の導入 従業員の社会保険への加入 主たる従事者 3名

	3ha(延べ)	軽トラック 他	1		
土地 利用 型+ 施設野 菜	水稻+ハウレンソウ 〈作付面積〉 水稻 10ha ハウレンソウ 30a 作業受託 15ha	〈資本装備〉 作業舎 100m ² パイプハウス 6×40m 灌水施設 予冷库 1.5坪 トラクター 30ps、40ps 播種機 ロータリー 1.4m、1.6m ドライブハロー 2.4m ブロードキャスタ 200l 田植機 5条 コンバイン 4条 軽トラック 他	1 13 13 1 2 1 2 1 1 1 1	複式簿記記 帳の実施 体質強化の ための自己 資本の充実	給料制、休日制 の導入 従業員の社会保 険への加入 主たる従事者3 名
土地 利用 型+ 露地野 菜	タマネギ+ジャガイ モ+ニンジン 〈作付面積〉 タマネギ 1.5ha ジャガイモ 0.7ha ニンジン 1.2ha	〈資本装備〉 作業舎 150m ² トラクター 30ps ロータリー 1.4m ブロードキャスタ 200l 乗用管理機 移植機 掘取機 収穫機 ハーベスタ 出荷調整器 一式 軽トラック 他	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	複式簿記記 帳の実施 体質強化の ための自己 資本の充実	給料制、休日制 の導入 従業員の社会保 険への加入 主たる従事者3 名
露地野 菜	自然薯 〈作付面積〉 自然薯 3ha	〈資本装備〉 作業舎 100m ² 予冷库 トラクター 30ps 掘取機 管理機 動力噴霧器 播種機 軽トラック 他	1 1 1(共同利用) 1 1 1 1 1	複式簿記記 帳の実施 体質強化の ための自己 資本の充実	給料制、休日制 の導入 従業員の社会保 険への加入 主たる従事者3 名
施設単 一花卉	シクラメン 〈作付面積〉 シクラメン 24a	〈資本装備〉 作業舎 70m ² 硬質フィルム温室 900m ² パイプハウス 6×35m 底面給水装置 一式 暖房機 防除機 トラック 2トン 軽トラック 他	1 2 3 1 1 1 1 1	複式簿記記 帳の実施 体質強化の ための自己 資本の充実	給料制、休日制 の導入 従業員の社会保 険への加入 主たる従事者2 名

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経 営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等
が目標とすべき農業経営の指標として、第2で示した効率的かつ安定的な農業経
営の基本的指標を踏まえ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりであ
る。

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式		経営管理 の方法	農業従事者の 態様等
施設単 一野菜	促成イチゴ(高設栽培) 〈作付面積〉 施設面積 20a 育苗 5a	〈資本装備〉 作業舎 75m ² パイプハウス 7.2×35m 高設栽培施設 20a 灌水施設 換気電照装置 暖房機 予冷库 1坪 動噴 トラック(軽四) 他	1 3 1 3 3 1 1 1	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
施設単 一野菜	ハウレンソウ 〈作付面積〉 ハウレンソウ 15a	〈資本装備〉 作業舎 75m ² パイプハウス 6×35m 灌水施設 予冷库 管理機 動力噴霧器 播種機 軽トラック 他	1 8 8 1 1 1 1 1	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
施設野 菜	夏秋トマト+わさび 〈作付面積〉 トマト 15a わさび 10a	〈資本装備〉 作業舎 75m ² パイプハウス 6.5×40m パイプハウス 6.3×40m 灌水設備 管理機 動力噴霧器 軽トラック 他	1 6 4 1 1 1 1 1	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
果樹	ブドウ+ナシ 〈作付面積〉 ブドウ メッシュ 40a ナシ 幸水 10a 二十世紀 10a	〈資本装備〉 作業舎 格納庫 80m ² 休憩所 ブドウ棚 メッシュ 灌水施設 ナシ棚 スピードスプレーヤー モア トップカー トラック 1トン ブドウ樹 20a ナシ樹 20a	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
畜産複 合型	〈飼養頭数等〉 肉用牛(繁殖)+水稻 繁殖牛 12頭 子牛 10頭 飼料作物 2.3ha(延べ) 水稻 2ha	〈資本装備〉 牛舎 たい肥舎 農機具庫 トラクター 50ps トラック 2トン マニュアルプレッダー 2トン ロールベアラー モアコンディショナー ベールラップ フロントローダー	1 1 1 1(共同利用) 1(共同利用) 1(共同利用) 1(共同利用) 1(共同利用) 1(共同利用) 1	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する
事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化等が進行する中で、農業の持続的な発展及び農地の多面的機能の維持を図っていくためには、農業の担い手の育成・確保が重要な課題となる。

こうしたことから、認定農業者や認定就農者等の担い手や、多様な人材を生かせる中核経営体の育成・支援を図るとともに、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項）を活用した農地利用の集積・集約化や経営の複合化・多角化に向け、関係機関・団体が一体となった取り組みを推進する。

また、女性や企業退職者、農村地域へのUJIターン者に加え、「半農半X」に関心を持つ人々等の農業活動への参加を促進し、「農業を担う者」の育成・確保を図るとともに、次代を担う子どもたちや都市部住民の農業に対する理解を深めるための情報発信及び体験・交流の場づくりに努め、将来的な担い手づくりを推進する。

2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う人材の確保に向けて、就農時に課題となる「技術研修」「農地の確保」「機械・施設の整備」「住居の確保」等を、関係機関・団体が周南市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら、一体的にサポートしていく。

また、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成するよう促し、国・県等による関連事業の効果的な活用等により、確実な定着、経営発展ができるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との役割分担・連携の考え方

本市は、関係機関・団体と連携し、周南市担い手育成総合支援協議会における就農促進会議の開催等により、各々の専門性を生かして、農業を担う者の確保・育成を推進していく。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、経営の移譲を希望する農業者の情報を把握するよう努め、周南市担い

手育成総合支援協議会や県、公益財団法人やまぐち農林振興公社との情報共有、第三者継承を含めた後継者確保へとつなげていく。また、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう、関係機関の連携により、必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は、次のとおりである。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標	備 考
おおむね 70%	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積割合の目標」は、耕作面積に占める認定農業者(特定農業法人を含む)、認定就農者、市基本構想の水準到達者、特定農業団体、集落内の営農を一括管理・運営している集落営農が、所有権、利用権、作業委託(基幹3作業)により経営する面積の割合の目標である。

2 目標年次は令和5年度末とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、周南市担い手育成総合支援協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、農業者等の協議を踏まえ、概ね10年後の地域農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。その際、市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効率的かつ計画的に展開されるよう、利用集積の進捗状況等を把握・検証しながら、必要に応じて地域計画の変更等を行う。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、山口県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち複合経営を中心とした、多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえて、それぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ほ場整備済区域においては、高能率な生産基盤条件を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施し、担い手が効率的な条件下で生産を行えるよう努める。

また、各地域においては、高齢化・兼業化のため担い手が減少しており、遊休農地が増加しているため、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

以下、事業ごとに述べる。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域の営農の繁閑を考慮して設定し、開催に当たっては、インターネットの利用等、地域の状況に応じた効果的な方法により周知を図る。

参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、県その他関係者とし、地域の中心となる農用地の出

し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。また、協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を市農政担当課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定し、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、地域の意向に応じて活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

市は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を実施する。

1-2 農用地利用集積計画の作成に関する事項（法の経過措置）

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により、農用地利用集積計画を定める場合には、以下の事項により行う。

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる

こと。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができるものと認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が農用地利用集積計画により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは利用権の設定等を行う場合には、当該事業又は

業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他改正法施行前の農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)(以下、「政令」という。)第5条で定める者を除く。)は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、農用地利用集積計画により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態を取ることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

農用地利用集積計画により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同

じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法、その他の利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から令和5年4月1日に改正される前の「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

① 市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める(法附則第2条によりみなされる場合は不要)。

② 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

③ 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌

日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、農用地利用集積計画の作成が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 90 日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、(5)の②から④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権

の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、改正法の施行前の農地法第6条の2第1項で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産

した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市の農業委員会に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑤までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が、(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

農用地利用集積計画により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設

定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（改正法の施行前の農地法第6条の2第1項）があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

市は、農用地利用集積計画による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（改正法の施行前の法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、認定農業者及び特定農業団体等担い手への集積が既に進んでいる地区等においては、その地区を一部除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第3項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について、(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が、(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地

利用規程」という。) で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 市は、(5)の①に規定する団体または当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林水産事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、周南市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
 - ② 農作業受託事業を実施する生産組織又は農家群の育成
 - ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
 - ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
 - ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
 - ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定
- (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんについて努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の設備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

- (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は上記1から3までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 市は、各種事業導入によって行われたものを活かし、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって、望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- ② 市は、周南地域農業再生協議会水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって望ましい経営の育成を図ることとする。
- ③ 市は、農村生活環境整備を推し進めるため、集落排水事業のエリア拡大

や生産基盤（ほ場整備）可能地区における事業実施など逐次進める。

- ④ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、農林水産事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、周南市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成16年3月16日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成18年7月25日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年5月14日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月25日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

別紙1(第5の1-2の(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、改正法の施行前の法の第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3第1項の規定による地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

○ 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・改正法の施行前の法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・改正法の施行前の法第18条第3項第2号イに掲げる要件

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

(3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それ

ぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2(第5の1-2(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画における、農用地利用集積計画により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p>

<p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、農用地利用集積計画により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正す</p>		<p>る。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、農用地利用集積計画により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>
---	---	--	--

	<p>る法律の施行について」(平成 13 年 3 月 1 日付け 12 経 営第 1153 号農林水 産事務次官通知) 第 6 に留意しつつ 定めるものとする。</p>		
--	--	--	--

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
I の①に同じ	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、</p>	I の③に同じ	I の④に同じ

	<p>近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>		
--	---	--	--

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業</p>	<p>Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。</p>	Iの④に同じ

	<p>機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>		
--	---	--	--

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>